

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2020年8月21日

議席番号 14番

東村山市議会議長あて

質問者 浅見みどり

記

I 生存権を保障する生活保護制度の拡充のために

日本国憲法は25条で「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれている通り、生活保護の利用は権利です。6月16日、安倍首相は「文化的な生活を送る権利がある」「さまざまな手段を活用して働きかけを行う」と国会で答弁しました。この答弁を基に、東村山市でも生活保護制度をより利用しやすいものにし、生活保護のスティグマを払拭するために以下質問致します。

1. コロナ禍における生活困窮者・生活保護利用者の現状について

- ① コロナ禍以降のほっとシティの相談受付件数をうかがいます。ほっとシティ経由で生活保護申請に至った件数・保護申請には至らず就労支援をした件数、就労につながった件数をそれぞれの年齢層ごと(70歳以上の区分は75歳以上、80歳以上の人数も)をうかがいます。2015年度以降の推移と結果について市の見解をうかがいます。また、2020年度以降、ジョブラでの相談件数、就労支援・就労につながった件数をうかがう。
- ② コロナ禍以降の生活福祉資金(総合支援金・緊急小口資金)の申請件数・住宅確保給付金の申請件数をうかがう。2019年度、2008年度(リーマンショック)と比較し、どのような分析をされているか、また、今後の見込みと対応についてうかがいます。
- ③ コロナ禍以降の生活保護の世帯数/人数・新規利用世帯/人数、被保護者の就労支援事業の相談件数、年齢層ごとの件数と市の見解を伺います。
- ④ 生活保護利用世帯のうち、エアコンが設置されていない世帯は何世帯あるか。また、設置されていても金銭的な理由からエアコン利用を控えている世帯があるか、うかがいます。気候変動によって気温が上昇する中、夏季加算が必要とかがえまます。市の見解をうかがいます。

⑤ コロナ禍における生活困窮者・生活保護利用者の現状についてどのような調査を実施しているか、福祉課では当事者の課題をどのように把握し分析しているかがいます。また、生活保護の経年の捕捉率をうかがいます。

2. 生活保護をためらわずに利用できるような工夫について

① 保護申請の時に必要な書類の種類と書類提出を求める根拠を種類ごとにかがいます。

② 申請書類としおりをHPに掲載し、市役所の窓口で市民が手に取れる場所において置くことは制度の利用促進に向けて必要であると考えます。見解をうかがいます。

③ ためらいなく制度の申請につなげるために、市が行ってきた施策、コロナ禍以降に始めた施策を具体的について、どのような形で周知し、窓口でどのように伝えているかがいます。

3. 生活保護のしおりの見直しについて

①長野県では、パンフレットで「生活が立ち行かなくなることは、誰にでも起こりうること」「憲法第25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティネットが生活保護」と、分かりやすく市民に伝えています。当市の「生活保護のしおり」には憲法25条の記載がありません。25条の趣旨は所管の皆さんは十分理解されていて、丁寧な説明を行っているということですが、生存権の趣旨を理解してもらうためにはしおりへの記載が必要ではないでしょうか。見解をうかがいます。

②2020年度のしおりは2019年度と比較して改善点があります。どのような視点で改善したのか、利用者の意見はどのように反映されたのかうかがいます。

以上